

X I 医療保険・年金

1 国民健康保険事業 ————— 医療保険課

国民健康保険は、憲法に定める社会保障制度の一環として実施されているものであり、平成30年度国保制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担っています。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税（料）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き行っています。

(1) 療養費・高額療養費・高額介護合算療養費

①療養費

かかった医療費をいったん全額支払い、国保の窓口申請し審査で認められれば、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

対象となる医療費等は次のような場合です。

- ・やむをえず保険証を持たずに医療機関で受診したとき
- ・医師が必要と認めて、コルセットなどの補装具代がかかったとき
- ・医師が必要と認めて、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき

②高額療養費

被保険者の一部負担の軽減を図ることを目的として給付するものです。

1ヶ月に支払った医療費が高額になった場合、申請により下記表の限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。

[70歳未満の自己負担限度額]

所得区分	所得要件	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代（1食）
		3回まで	4回目以降 ※1	
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋ (総医療費－842,000円) × 1%	140,100円	460円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円＋ (総医療費－558,000円) × 1%	93,000円	
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円＋ (総医療費－267,000円) × 1%	44,400円	
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	44,400円	
オ	市民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円
				160円※2

※1 過去12ヶ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受ける場合

※2 過去1年間の入院日数が91日以上で、長期申請をされた方

[70～74歳の自己負担限度額]

負担割合	区 分		自己負担限度額（月額）		入院時の食事代（1食）
			外 来 （個人ごと）	外 来 + 入 院 （世帯単位で計算します）	
3割	現役並み所得者	Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% ≪4 回目からは、140,100 円≫		460 円
		Ⅱ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% ≪4 回目からは、93,000 円≫		
		Ⅰ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% ≪4 回目からは、44,400 円≫		
2割	一 般 （課税所得 145 万円未満）		18,000 円 （8 月～翌年 7 月の年間 限度額 144,000 円）	57,600 円 ≪4 回目からは、44,400 円≫	
	非 課 税 帯 世 帯	低所得Ⅱ ^{※1}	8,000 円	24,600 円	210 円
		低所得Ⅰ ^{※2}		15,000 円	160 円 ^{※3}
					100 円

※1 世帯員全員が市民税非課税である方

※2 世帯員全員が市民税非課税であり、その世帯の収入が一定基準未満の方

※3 過去1年間の入院日数が91日以上で、長期申請をされた方

③高額介護合算療養費

世帯内で、国保などの医療保険と、介護保険の両保険から給付を受けることによって、自己負担が高額になったときに支給されます。

(2) 保健事業

被保険者の健康保持、増進を図ることを目的として、医療機関等と連携を図りながら、次のような事業を展開しています。

①脳ドック

指定医療機関で実施。

（対象：40歳～74歳の佐世保市国民健康保険加入者 ※自己負担有）

②若年者健診事業

特定健康診査集団健診会場である公共施設等で実施。

（対象：30歳～39歳までの佐世保市国民健康保険加入者 ※自己負担有）

③糖尿病性腎臓病重症化予防事業

対象者の状況に応じて家庭訪問等で個別に保健指導を実施。

（対象：糖尿病性腎臓病患者（2型糖尿病）であって人工透析の可能性が高い国民健康保険加入者）

(3) 特定健康診査・特定保健指導

医療費の増加と高い相関のある生活習慣病の発症を未然に防止するため、40～74歳の被保険者を対象として、特定健康診査を行います。

その結果により、健康の保持に努める必要がある方に対し、特定保健指導を実施します。

(4) 国民健康保険税

見込まれる支出の総額から、県支出金などの特定財源を差し引いた後、不足する部分を、被保険者数、世帯数等で按分し、税率を算出しています。

国民健康保険税	医療分	被保険者が窓口で負担した残り（医療給付費分）に充てられます。
	支援分	支払基金を通じて、後期高齢者医療広域連合に支払われます。
	介護分	介護2号被保険者（40～64歳）が負担するもの。支払基金を通じて各介護保険者（市町村）に支払われます。

2 後期高齢者医療事業 ————— 医療保険課

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（65歳以上の一定の障がいがある方を含む）を対象とする独立した「医療保険制度」です。

都道府県ごとにすべての市町村でつくる「後期高齢者医療広域連合」が主体となり運営します。申請や届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務及び保険料の徴収事務は、市町村が行います。

(1) 受けられる給付

- ①療養費・・・・・・・・ やむをえず医療費を全額支払ったとき
- ②高額療養費・・・・・・ 1ヶ月の医療費が高額になったとき
- ③高額介護合算療養費・・ 世帯内で医療と介護の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったとき

(2) 保健事業

- ①健康診査事業
- ②はり、きゅう施術費助成事業
- ③お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業
- ④健康高齢者認定事業
- ⑤糖尿病性腎臓病重症化予防事業
- ⑥医療費通知事業
- ⑦後発医薬品使用促進事業等

(3) 後期高齢者医療保険料

保険料を決める基準は、2年ごとに長崎県後期高齢者医療広域連合が決定します。予測される医療費から国などの補助金、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた分が保険料となります。

$$\boxed{\text{保険料}} = \boxed{\text{被保険者均等割 (被保険者ごとに計算)}} + \boxed{\text{所得割額 (被保険者の収入に応じて計算)}}$$

※所得の少ない方への軽減措置などもあります。

3 国民年金事業

医療保険課

国が管掌している国民年金事業のうち、第1号被保険者に係る資格異動に関すること、免除・学生納付特例申請に関すること、国民年金受給に係る裁定請求に関することの一部を法定受託事務として行っています。なお、保険料の収納業務は、日本年金機構が行っています。

(1) 保険料の免除申請

経済的な理由などから保険料を納めることが困難な方には、申請により保険料を免除される制度があります。保険料の免除には、届け出による「法定免除」と「産前産後免除」及び申請による「申請免除」の3種類があります。障害基礎年金または被用者年金制度の障害給付を受けている方は、届出により「法定免除」ができます。「産前産後免除」は、出産（予定）月の前月（多胎妊娠の場合は前3か月）から、出産（予定）月の翌々月までの保険料が全額免除されます。「申請免除」には、所得要件によって、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

この他、50歳未満（平成28年6月以前の期間は30歳未満）の方は納付猶予制度、20歳以上の学生の方は学生納付特例制度があります。

(2) 国民年金の種類

①老齢基礎年金

・保険料納付期間と免除期間を合算した資格期間が、原則10年以上ある場合に、65歳から終身にわたり受給できます。

・60歳から繰上げて受給することもできますが、減額された年金額を一生受給することになります。さらに障害の程度が重くなっても障害基礎年金が受給できなくなる等のデメリットもありますので注意が必要です。

※資格期間には、〈1〉国民年金納付期間、〈2〉厚生年金や共済年金の被保険者期間、〈3〉第3号被保険者期間、〈4〉合算対象期間なども含まれます。

②障害基礎年金

障害の原因となった病気やけがの初診日が、①国民年金加入中、②20歳前または国内居住者で60歳以上65歳未満の方で年金制度未加入期間にある場合に申請できますが、保険料の納付状況や障害の程度により受給できない場合があります。また老齢基礎年金を繰上げて受給している方は請求できません。

③遺族基礎年金

被保険者か、老齢基礎年金を受ける資格のある方などが亡くなったとき、その方に生計を維持されていた18歳未満の子どもがいる配偶者や子どもに支給されます。

※保険料の納付状況の要件により支給されないこともあります。

4 医療保険・年金の相談窓口

医療保険課

国民健康保険及び後期高齢者医療の資格取得・喪失や各種給付、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付※など、各種相談、お問い合わせに対応します。

また、国民年金関係の諸届の受付や相談、裁定請求事務等についても行っています。

(1) 開設日 毎週月曜日～金曜日
(土・日曜日、祝日及び年末年始は休み)

(2) 開設時間 午前8時30分～午後5時15分

(3) 所在地 医療保険課 佐世保市役所 本庁舎 1階

※保険税（料）の納付については、財務部収納推進課（佐世保市役所 本庁舎2階）で行っています。

（4）業務内容

①医療保険課

〈1〉給付係

国民健康保険及び後期高齢者医療の資格取得・喪失手続きなど

国民健康保険及び後期高齢者医療の給付（高額療養費、療養費他）申請手続きなど

〈2〉特定保健係

特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者の健康診査など

〈3〉年金係

国民年金の諸届や相談など

〈4〉賦課係

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の賦課計算及び賦課内容について